

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則をここに公布する。

平成27年12月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第102号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成27年岩手県条例第78号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第2条 条例別表第1の1の項の規則で定める事務は、次のとおりとする。

(1) いわての学び希望基金条例（平成23年岩手県条例第55号）第1条に規定する事業のうち、高等学校又は高等専門学校に在学する生徒又は学生に係る教科書の購入に要する費用等の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(2) 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第2条に規定する高等学校等をいう。次号において同じ。）に在学する生徒又は学生に係る奨学給付金の給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

(3) 高等学校等に再び入学した生徒又は学生に係る就学に要する費用に係る補助金又は給付金に関する事務であって、次に掲げるもの

ア 当該補助金又は給付金の交付又は給付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

イ 収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実の審査又はその届出に対する応答に関する事務

2 条例別表第1の2の項の規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）第2条第1項の規定による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁と一体となって行われる特別支援学校への就学のため必要な経費の補助に係る当該経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。

(条例別表第2の規則で定める事務及び特定個人情報)

第3条 条例別表第2の1の項の規則で定める事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第19条第7号の規定により特定個人情報の提供を求める場合において、法別表第2の第1欄に掲げる情報照会者が知事となる同表の第2欄に掲げる事務とする。

2 条例別表第2の2の項の規則で定める事務は、地方税法（昭和25年法律第226号）第15条の2第2項の規定に基づく差押えの解除又は同法第15条の7第1項の規定に基づく滞納処分の執行の停止に関する事務とし、同表の2の項の規則で定める特定個人情報は、納税義務者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第8条第1号イに規定する生活保護実施関係情報とする。

3 条例別表第2の3の項の規則で定める事務は、前条第1項第3号アに掲げる事務とし、同表の3の項の規則で定める特定個人情報は、同号に規定する生徒又は学生に係る高等学校等就学支援金の支給に関する法律第3条第1項の高等学校等就学支援金の支給に関する情報とする。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条第3項の規定は、法附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。